

平成27年度 税制改正要望事項

平成26年11月

指定都市市長会

目 次

1	法人住民税の拡充強化等	1
2	償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持	2
3	車体課税の見直しに伴う市町村税財源の確保	3
4	個人住民税の充実強化	5
5	地方消費税の充実等	7
6	地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実	8
7	社会保障・税番号制度導入への対応	9
8	個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について	
	(1) 公的年金からの特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施について	10
	(2) 公的年金からの特別徴収に係る年金保険者による市町村に対する通知の早期化等について	11
	(3) 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生ずる過誤納金について	12
9	固定資産税等の優先徴収制度の創設	13
10	土地の負担調整措置における据置措置の廃止	15
11	税制改正に伴う地方税法の改正時期	16
12	地方税制に関する指定都市の意見の反映	17

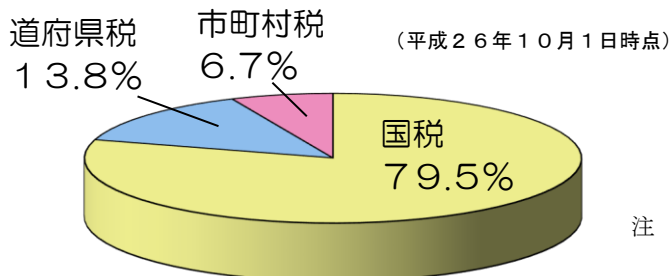
1 法人住民税の拡充強化等

- ① 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として再配分する地方法人税が創設されたが、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する制度であるため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。
- ② 国の施策として法人実効税率を引き下げるための措置を講ずる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと。
- ③ 都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により配分割合の拡充を図ること。

(理由と現状)

- ① 法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。
平成26年度税制改正において、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とする地方法人税が創設されたが、地方公共団体間の財政力格差の是正は、国・地方間の税源配分を是正し、地方税財源拡充の中で行われるべきであり、地方法人税のような、単なる地方間の税収の再配分となる制度は、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すべきである。
- ② 国の施策として法人実効税率を引き下げるための措置を講ずる場合には、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっていることに鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう、法人税額減少の影響を遮断するなど、法人住民税が減収とならない制度設計を行う必要がある。
- ③ 指定都市は圏域の中核都市としての役割を担っており、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているため、都市的税目である法人住民税は重要な税源である。
しかしながら、法人所得課税の市町村への配分割合が、6.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっている現状を踏まえると、法人住民税については、国・地方間の税源配分の是正により、その配分割合の拡充を図る必要がある。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



市町村税の配分割合が
極めて低い!

- 注 1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。
2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

2 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、市町村全体で約1兆5,000億円に上る貴重な安定財源となっていることから、国の経済対策などの観点から廃止などの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(理由と現状)

平成26年度税制改正に関して、経済団体等から償却資産に対する固定資産税の抜本的見直しを求める要望がなされた。このような中、平成26年度与党税制改正大綱において、「設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する」こととされた。

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、市町村全体で約1兆5,000億円に上る貴重な安定財源となっていることから、その廃止などの見直しは市町村財政の根幹を揺るがすものである。

また、償却資産のうち「機械及び装置」に係る固定資産税の税収は、市町村全体で約5,400億円となっており、仮に、新規取得分に限り非課税措置などが講じられた場合においても、毎年度減収額が発生し、将来的には「機械及び装置」分の廃止と同様の状況となることから、市町村の財政基盤が著しく損なわれ、安定的な行政サービスの提供に多大な支障が生ずることとなる。

したがって、償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策などの観点から廃止などの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すべきである。

3 車体課税の見直しに伴う市町村税財源の確保

自動車取得税の見直しによる市町村の減収分について、適切な補填措置を講ずるとともに、その廃止に当たっては、市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を確保すること。

また、自動車重量税について減収を伴う見直しを行う場合も、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替税財源を確保すること。

(理由と現状)

平成26年度与党税制改正大綱において、自動車取得税については、消費税率8%の段階で税率を引き下げるとともにエコカー減税を拡充し、消費税率10%の段階で廃止することとされた。

また、自動車重量税については、エコカー減税を拡充するとともに、経年車に対する課税の見直しを行い、さらに平成27年度税制改正において、エコカー減税の基準を見直すとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化することとされた。

自動車取得税は、その約7割が市町村に交付され、平成25年度地方財政計画額ベースで交付額が約1,300億円と、市町村にとって貴重な安定財源となっていた。しかしながら、税率の引下げ及びエコカー減税の拡充に伴い、平成26年度地方財政計画額ベースでは約700億円と、大幅な減収となっていることから、この減収分について、適切な補填措置を講ずる必要がある。

さらに、消費税率10%の段階で予定されている自動車取得税の廃止に当たっては、交付額の指定都市加算分も含め、市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を確保する必要がある。

また、自動車重量税についても、その約4割に当たる約2,700億円が市町村に譲与されていることから、減収を伴う見直しを行う場合は、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替税財源を確保する必要がある。

近年の自動車取得税収・自動車重量譲与税収

(単位：億円)

年度	地方分計(A+B)		自動車取得税収(A)		自動車重量 譲与税収(B)
		うち市町村分計 (A'+B)		うち自動車取 得税交付金 (A')	
20	7,287	6,227	3,663	2,603	3,624
21	5,580	4,855	2,310 (エコカー減税創設)	1,585	3,270
22	4,997	4,463	1,916	1,382	3,081 (譲与率の引上げ 1/3→407/1000)
23	4,758	4,233	1,678	1,153	3,080
24	4,910	4,270	2,104 (エコカー減税継続)	1,464	2,806
25	4,596	4,003	1,900	1,307	2,696
26	3,604	3,316	948 (税率引下げ及び エコカー減税拡充)	660	2,656

注1 平成24年度までは決算額、平成25年度及び平成26年度は地方財政計画額である。

注2 自動車取得税交付金は、指定都市加算分を含む。

(総務省資料より作成)

4 個人住民税の充実強化

- ① 国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税の一層の充実を図ること。
- ② 個人住民税の応益的な性格等を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど課税ベースの拡大を図ること。
- ③ 利子・配当など資産性所得に係る個人住民税の税率を見直す際には、少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とし、その配分割合を拡充すること。
- ④ 個人住民税均等割の税率については、個人の税負担の動向等にも十分考慮を払いつつ、適切な見直しを行うこと。

(理由と現状)

- ① 個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。
平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。
- ② 少子高齢化の進展、雇用形態や就業構造の変化に対応し、個々人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。
さらに、国民にとって分かりやすい簡素な仕組みとなるよう、複雑化した制度の整理合理化を図ることも課題となる。
このような考え方や個人住民税の応益的な性格を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど、低所得者への影響にも留意しつつ課税ベースの拡大を図る必要がある。
- ③ 現在、利子・配当、株式・土地等の譲渡益といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっていることから、資産性所得に係る税率を見直す際には、少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とし、資産性所得課税における個人住民税の配分割合を拡充する必要がある。
- ④ 個人住民税均等割の税率については、1人当たりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると、なお低い水準にとどまっていることから、個人の税負担の動向等にも十分考慮を払いつつ、適切な見直しを行う必要がある。

利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に係る個人住民税・所得税の税率

		税率	
		個人住民税	所得税
給与所得等その他の所得（総合課税）		10%	最低5%、最高40%
預貯金・公社債等の利子等		5%	15%
配当等	上場株式等	5%	15%
	上場株式等以外（総合課税）	10%	最低5%、最高40%
株式等譲渡所得	上場株式等	5%	15%
	上場株式等以外	5%	15%
土地等譲渡所得	長期保有・一般	5%	15%
	長期保有・優良宅地等	～2,000万円：4% 2,000万円超：5%	～2,000万円：10% 2,000万円超：15%
	短期保有	9%	30%
先物取引		5%	15%

注 復興特別所得税は除く。

総合課税の税率(10%)よりも低い!

個人市民税均等割の税率等の推移（昭和30年度＝100）

	昭和30年度	平成24年度
税率	100	500
1人当たりの国民所得	100	3,572
1人当たりの地方歳出額	100	6,017
1人当たりの消費支出	100	1,944

**1人当たりの国民所得等
と比べると伸びが非常に
低い!**

注 昭和30年度における均等割の税率は、人口50万人以上の市の区分（600円）により計算している。

5 地方消費税の充実等

- ① 都市的税目である地方消費税について、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図ること。
- ② 消費税の軽減税率制度を設計するに当たっては、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ③ 納税相談を伴う申告書の收受等、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方の役割の拡大について、実務上の問題点を整理し、検討するに当たっては、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させること。

(理由と現状)

- ① 地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、地方税法第72条の116に規定する地方消費税収の用途（消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）に充てることとされていない地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市的税目であることから、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。
- ② 平成26年度与党税制改正大綱において、消費税率10%時に消費税の軽減税率を導入するとされたが、その場合に予想される地方消費税の減収は、いわゆる税制抜本改革法（地方税）の趣旨である地方における社会保障財源、並びに税率引上げ分以外の用途制限のない地方消費税収の安定的確保を損なうものであることから、消費税の軽減税率制度を設計するに当たっては、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。
- ③ いわゆる税制抜本改革法（国税）第7条第1号リにおいて、「消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う收受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する」とされたが、当面の收受等の取組を進めるに当たり、国は十分な支援を行い、また、制度の導入等の検討に当たっては、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させる必要がある。

6 地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実

地方公共団体が地球温暖化対策に果たす役割と責任を踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策等、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設すること。

(理由と現状)

平成26年度与党税制改正大綱においては、「税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う」こととされたが、その具体的内容は明らかにされていない。

地方公共団体は、従来から、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施し、大きな役割と責任を担ってきている。このことを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策等、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設する必要がある。

地方公共団体の地球温暖化対策（平成24年度予算）

地球温暖化対策	取組例	地方公共団体の事業費	うち指定都市事業費
CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> [エネルギー起源のCO₂関連] <ul style="list-style-type: none"> ・バス等のサービス、利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・太陽光発電設備の導入促進 [非エネルギー起源のCO₂関連] <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進 [メタン、一酸化二窒素関連] <ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰処理「エコセメント」化の推進（焼却灰の有効利用） ・下水汚泥処理施設、ごみ焼却処理施設の高度化 [代替フロン等関連] <ul style="list-style-type: none"> ・代替製品（ノンフロン製品）の調達 	10,683億円	1,757億円
温室効果ガス吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業 ・森林害虫病（松くい虫）の防除 ・木材資源の積極的利用 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 	4,690億円	311億円
その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> [横断的施策] <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表 [その他の温暖化対策] <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定 	426億円	321億円
合 計		15,798億円	2,389億円

これに加え、指定都市では **約 5,900億円** を予算措置
(大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の環境対策の取組)



注 端数処理の結果、内訳と合計が合致していない。(平成24年4月の総務省から都道府県及び市町村への「地方公共団体における環境対策の実態調査について」に基づき作成)

7 社会保障・税番号制度導入への対応

- ① 社会保障・税番号制度の導入に際しては、運用面について指定都市を含めた地方公共団体と十分協議し、その意見を反映させること。
- ② 制度導入に係る経費について、国の責任において十分な財政措置を講ずるとともに、システムの構築など、地方公共団体が制度導入に対応するための十分な期間を確保するため、迅速かつ詳細な情報提供を行うこと。

(理由と現状)

- ① 社会保障・税番号制度については、平成28年1月の利用開始に向け、システム改修等の作業を行う段階に移行しつつあるが、具体的な運用手続等の制度の細部については、未確定の部分が多い。
社会保障・税番号制度の目的を達成し、円滑な運用を行うためには、具体的な運用手続の制度設計や制度導入に伴うシステムの構築等を行う際に、実務を担う指定都市を含めた地方公共団体と十分協議を行い、その意見を反映させる必要がある。
- ② 制度導入に係る経費について、国の責任において十分な財政措置を講ずるとともに、システムの構築など、地方公共団体が制度導入に対応するための十分な期間を確保するため、迅速かつ詳細な情報提供を行う必要がある。

8 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

(1) 公的年金からの特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施について

給与からの特別徴収の対象者で、かつ、公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者について、公的年金等の所得に係る税額についても給与から特別徴収できるようにすること。

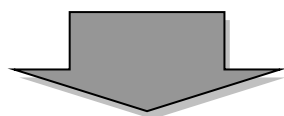
(理由と現状)

給与からの特別徴収の対象者で、かつ、介護保険料が公的年金からの特別徴収の対象とならない等の理由によって公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者については、公的年金等所得に係る税額を普通徴収で納税することになり、納税の利便性が低下する。

また、65歳未満で給与からの特別徴収の対象者については、公的年金等所得を有する納税義務者であっても、公的年金からの特別徴収の対象者とならず、公的年金等所得に係る税額についても給与から特別徴収することができる。

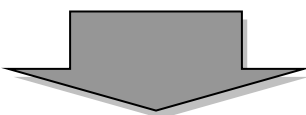
65歳以上の納税義務者についても、公的年金からの特別徴収の対象者とならない場合には、公的年金等所得に係る税額を給与から特別徴収することができるよう、同一の取扱いとすべきである。

給与からの特別徴収対象者で、かつ、公的年金からの特別徴収の対象とならない
65歳以上の年金受給者



公的年金等所得に係る税額を給与から特別徴収することができない

○介護保険料が公的年金からの特別徴収の対象とならない者等については、普通徴収で納税することになり、納税の利便性が低下する。



上記の状況を改善し、納税義務者からの要望に応えるため
公的年金からの特別徴収の対象とならない年金受給者について、
公的年金等所得に係る税額を給与からの特別徴収の対象とすること。

(2) 公的年金からの特別徴収に係る年金保険者による市町村に対する通知の早期化等について

- ① 年金保険者は年金受給者に関する情報を遅くとも5月10日までに市町村へ通知すること。
- ② 年度途中において公的年金からの特別徴収の対象でなくなった者について市町村が通知をしてから、年金保険者が特別徴収を停止するまで2箇月程度を要しているが、通知後、1箇月程度で停止すること。

(理由と現状)

- ① 年金保険者は、年金受給者に関する情報を、5月25日までに市町村に通知しなければならないと地方税法で規定されているが、市町村は納税通知書(兼税額決定通知書)を6月中旬(納期限の10日前)までに納税者に交付しなければならないため、電算処理・発送準備等の日程が極めて厳しい状況にある。
- ② 年度途中において公的年金からの特別徴収の対象でなくなった者については、市町村が年金保険者に通知を發した月の翌々月以降に支給される公的年金から特別徴収が停止される。

そのため、本来徴収すべきでない税額が特別徴収され、納税義務者又は年金保険者に対して多くの還付が生ずるとともに、還付額を含む税額を普通徴収により徴収することとなり、納税の利便性が損なわれ、納税義務者の理解を得られにくい状況が生じている。

(3) 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生ずる過誤納金について

- ① 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金に係る情報について、全ての年金保険者は迅速にデータを提供すること。
- ② 1年以上経過してもなお年金保険者又は遺族への還付が確定しない過誤納金について、市町村は、いったん全て年金保険者又は遺族へ還付することとし、その後の手続は年金保険者と遺族の間で行うこと。

(理由と現状)

- ① 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、特別徴収の対象となった公的年金が過払年金か未支給年金かによって年金保険者への還付（以下「返納」という。）の要否が決まるが、返納情報（返納不要の情報を含む。以下同じ。）の提供方法について次の問題が生じている。

ア 日本年金機構からは返納情報が紙媒体のみで提供されるため、システム反映に伴うデータ化の費用が発生し、年々増加している。

イ 一部の共済組合からは返納情報は提供されず、市町村が共済組合に対して照会を行わなければならない。

市町村が還付手続を迅速に行うためにも、全ての年金保険者は、同じ年間スケジュールに基づき、統一の様式による電子データで返納情報を提供していただきたい。

- ② 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、年金保険者からの返納情報の提供を待って納税義務者の遺族への還付又は年金保険者への返納の手続を行っているが、返納等の状況が不明で長期間還付保留となっているものが多数存在する。

市町村においては、これらの過誤納金を還付未済として長期的に管理しなければならない、さらには、これらの過誤納金を未還付のまま放置すると、今後、還付できないまま時効を迎えるものが多数発生するなど、市税還付事務に支障をきたし、市町村の歳入の適正な管理という面からみても、妥当性を欠くものである。

また、年金保険者において納税義務者の死亡が事後において確認されることなどにより、返納対象となった場合は、年金保険者から納税義務者の遺族へ返還請求すべきである。

9 固定資産税等の優先徴収制度の創設

固定資産税・都市計画税の安定確保及び税負担の公平の観点から、課税対象不動産について滞納処分による差押えや競売等の手続が開始された場合に、手続開始後に納期限が到来する固定資産税・都市計画税をその換価代金から優先的に徴収する制度を創設すること。

(理由と現状)

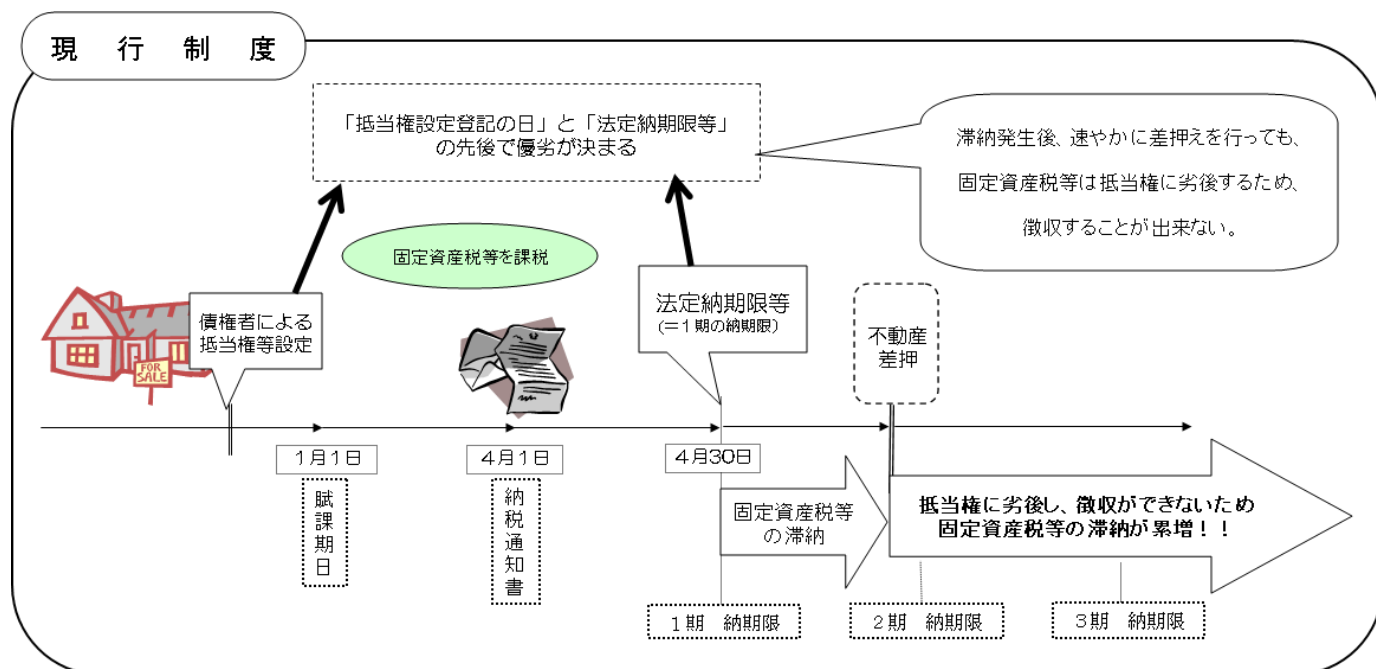
固定資産の所有者に課税される固定資産税・都市計画税は、ほとんどの場合、課税対象不動産について不動産の価格を上回る抵当権等が設定され、納税よりも抵当権者等への返済が優先される事態が生じている。

その結果、毎年課税される固定資産税・都市計画税の滞納が累増している。

これは、抵当権等が設定された後に固定資産税・都市計画税が新たに毎年課税されるため、現行制度では常に課税対象不動産に設定された抵当権等に劣後することから、当該不動産について滞納処分を進めることができず、また競売等の強制換価手続からも徴収することができない。

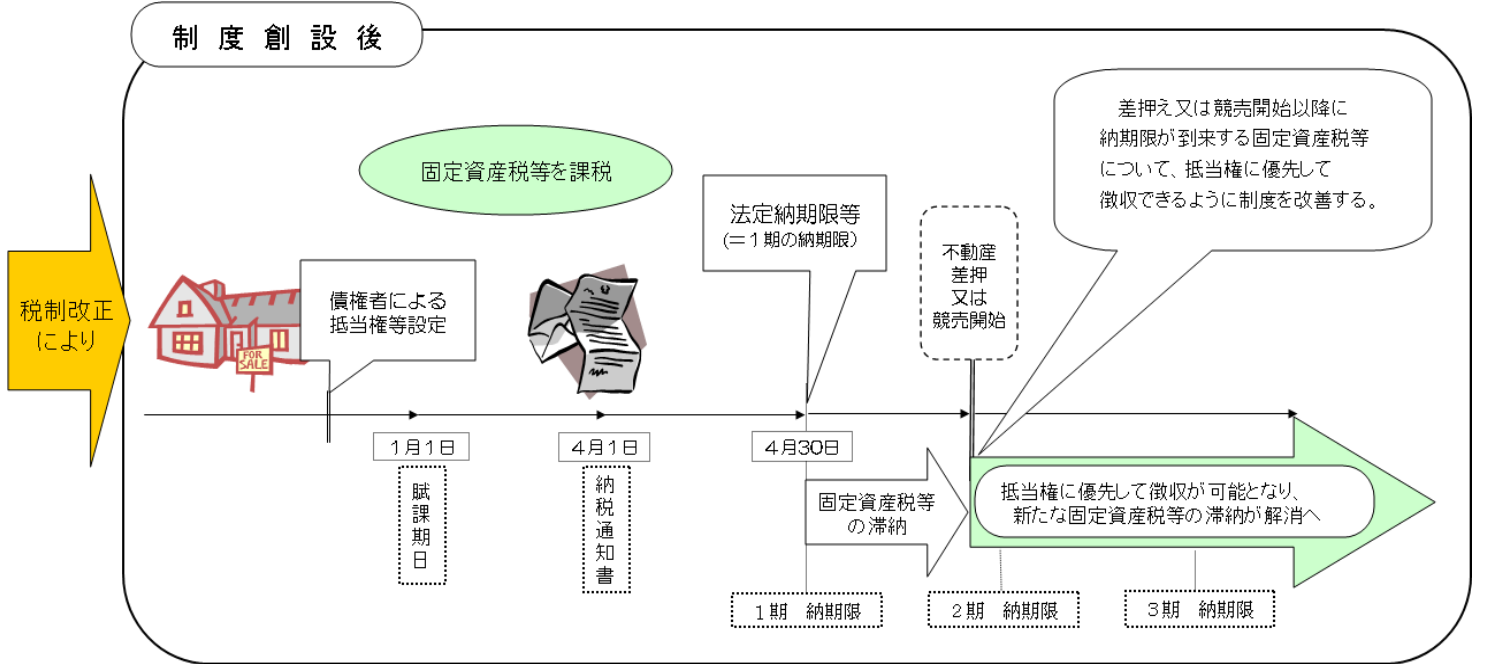
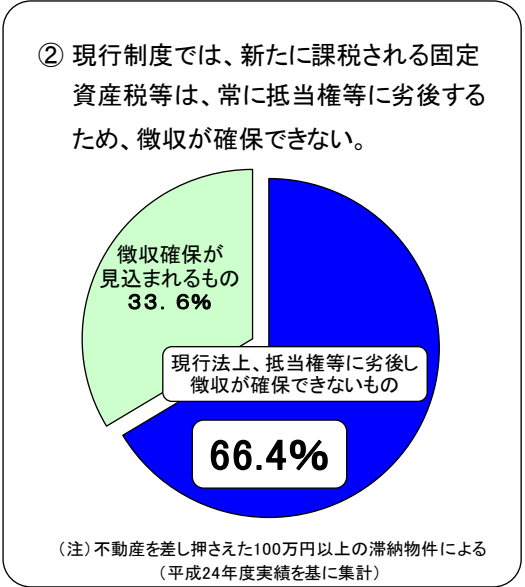
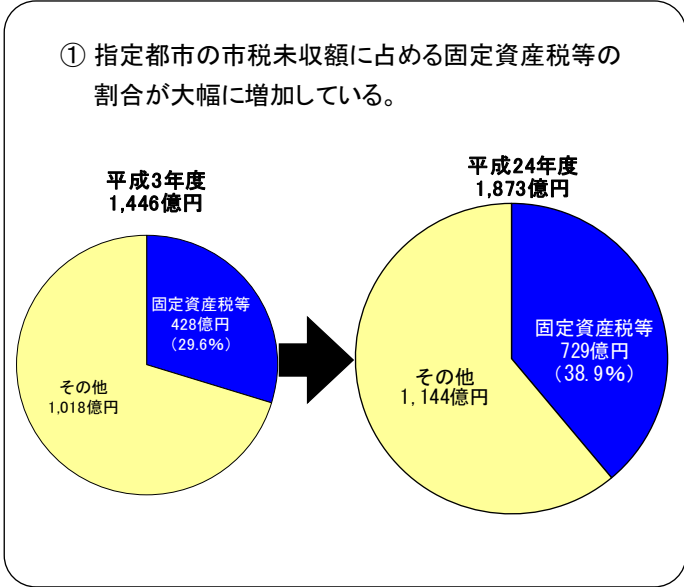
適法に課税された固定資産税・都市計画税が、制度上徴収できないことは、市町村の基幹税目である固定資産税・都市計画税の安定確保や税負担の公平の観点から、著しく不合理で大きな損失である。

そこで、上のおり固定資産税・都市計画税の徴収制度の改善を要望する。



固定資産税等の徴収に関する現状

適法に課税された固定資産税等が徴収できないことは、制度上の問題点。



10 土地の負担調整措置における据置措置の廃止

基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目である固定資産税については、公平で、簡素な制度であることが求められる。

そこで、安定的な財源を確保しつつ、早期に負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、現行の商業地等の据置措置を廃止して、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

(理由と現状)

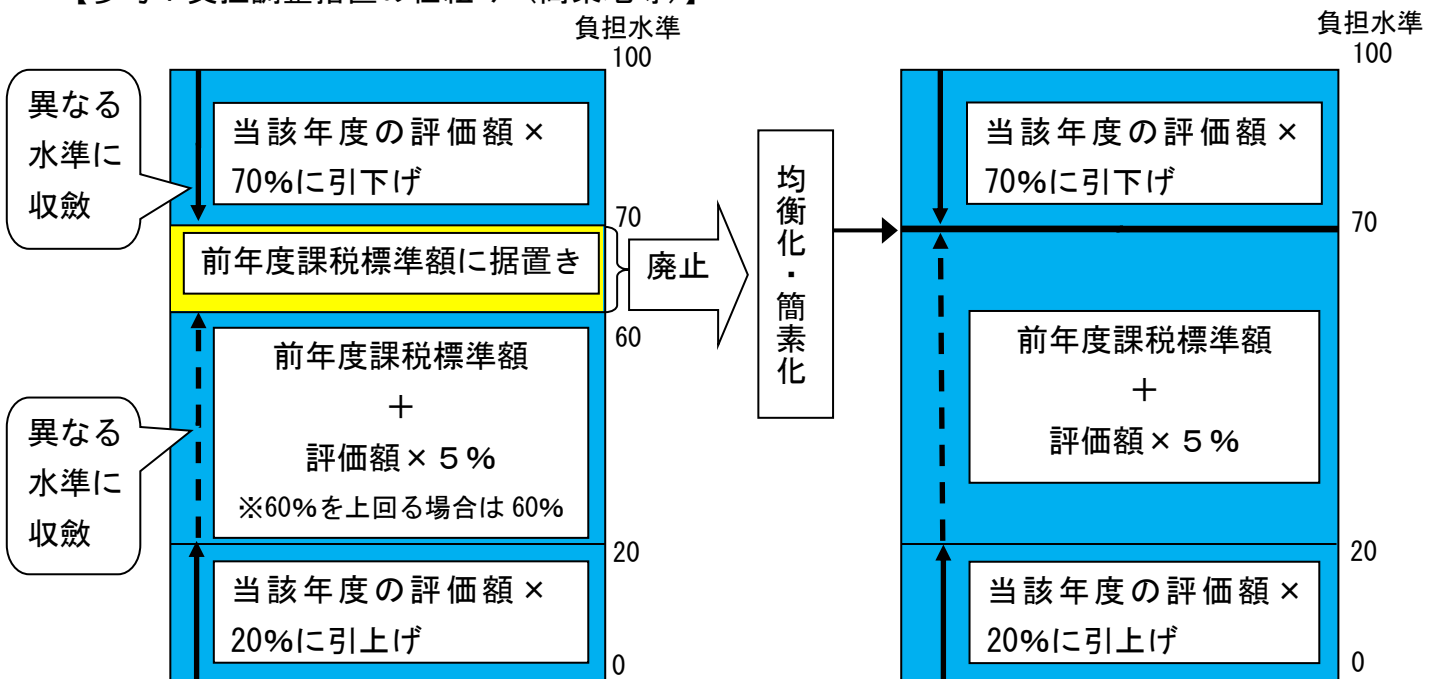
平成24年度税制改正において、住宅用地の据置措置は経過措置を経て平成26年度に廃止とされた。

一方、商業地等については、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が引き続き講じられている。

この結果、商業地等については、税負担が引下げとなる場合には負担水準70%に、税負担が引上げとなる場合には負担水準60%に収斂される仕組みとなっており、異なる2つの水準に収斂されるため、税負担に不均衡が生じていること、また、納税者にとって分かりにくい制度であること等の課題がある。

そこで、このような課題を解消するため、現行の財源を確保しつつ、住宅用地と同様に商業地等の据置措置を廃止することにより、早期に負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図る必要がある。

【参考：負担調整措置の仕組み（商業地等）】



11 税制改正に伴う地方税法の改正時期

税条例の改正に係る地方議会での審議時間及び住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法の改正時期について配慮すること。

(理由と現状)


地方税法の改正に伴う税条例の改正は、住民の生活に多大な影響を与えるものである。

このため、住民の意思を代表する地方議会での審議を経た上で議決により行われることに加え、住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法の改正時期について配慮する必要がある。

地方税法の改正時期等

	平成 21 年度 (法律第 9 号)	平成 22 年度 (法律第 4 号)	平成 23 年度 (法律第 83 号)	平成 24 年度 (法律第 17 号)	平成 25 年度 (法律第 3 号)	平成 26 年度 (法律第 4 号)
可決日	3 月 27 日	3 月 24 日	6 月 22 日	3 月 30 日	3 月 29 日	3 月 20 日
公布日	3 月 31 日	3 月 31 日	6 月 30 日	3 月 31 日	3 月 30 日	3 月 31 日
施行日	4 月 1 日	4 月 1 日	6 月 30 日	4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日

注 施行日については、改正条項のうち施行が最も早いものに係る日を掲載している。



**可決日から施行日までの期間が短すぎるので、
地方議会での審議時間と住民への周知期間が
十分確保できない！**

12 地方税制に関する指定都市の意見の反映

指定都市の代表者を国と地方の協議の場の構成員とし、地方税制に関して、大都市という観点を踏まえた指定都市の意見を反映させること。

(理由と現状)

国と地方の協議の場が法制化され、関係大臣と地方六団体の代表者による協議が行われているが、指定都市の代表者は、国と地方の協議の場に参加を認められていない。

しかしながら、地方税制に関する地方の声を十分に反映していくためには、大都市という観点も含めた多様な地域の意見を直接聴取すべきである。

については、社会経済の変化に対応し、地方の実態に即した地方税制を確立するために、最も自立した基礎自治体であり、また、大都市特有の役割と財政需要をもつ指定都市の代表者を国と地方の協議の場の構成員に加え、地方税制に関して直接意見を聴取し、その意見を十分反映させる必要がある。

国と地方の協議の場に関する法律（抄）

(構成及び運営)

第2条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

一 内閣官房長官

二 内閣府設置法第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の三の改革に関する事務を掌理する職にある者

三 総務大臣

四 財務大臣

五 前各号に掲げる者のほか、国务大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者

六 都道府県知事の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）を代表する者 一人

七 都道府県議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人

八 市長の全国的連合組織を代表する者 一人

九 市議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人

十 町村長の全国的連合組織を代表する者 一人

十一 町村議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人

2～10 省 略